

平成28年度各部の重点取組の取組結果

部(局)名	公平委員会事務局
事務局長名	小池 義夫

【基本姿勢】

公平委員会は、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。職員の不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置要求に対する審査などが適正に実施されるためにも、円滑な委員会運営にむけ、事務局としての調整機能等を十分に発揮するよう努めます。

【達成度について】

- A：達成（設定した目標を達成することができた。）
- B：一部達成（設定した目標の一部のみ達成することができた。）
- C：未達成（目標達成に向け取り組んだものの、目標達成にはいたらなかった。）

【重点課題】

	重点課題	平成28年度 達成状況
1	公平審査の適正かつ円滑な実施	A

部(局)名	公平委員会事務局
-------	----------

重点課題 1	公平審査の適正かつ円滑な実施
--------	----------------

全体の達成度
A
達成

目指すべき方向 (中期的な目標)	職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障します。
---------------------	---------------------------

活動目標
職員の不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置要求などの審査にあたり、事務局として委員を補助し、適正に事務を執行します。
公平委員会連合会主催の事務研究会等に参加し、公平委員会業務に必要な知識の習得に努めます。

具体的な取組実績
公平委員会について、本年度は12回開催しました。主な案件として、不利益処分についての審査請求が2件ありましたが、うち1件は前年度からの継続分で、本年度に裁決を行いました。他の1件については、次年度も継続して審査を行います。その他、勤務条件その他人事に関する職員からの苦情相談が6件あり、事務局が面談や聴取を行い、委員会に報告しました。
大阪府公平委員会連合会主催の事務研究会が2回、研修会が1回開催され、各々1名が参加しました。

達成目標
公平委員会を適正かつ円滑に運営し、審査を実施します。

達成状況	達成度
委員会の開催に向け事前に資料の作成や委員との連絡調整を行うことにより、委員会を円滑に進めることができました。苦情相談については、解決に至るよう事務局で指導、助言を行うとともに、経過及び結果を委員会に報告しました。また、研究会・研修会に参加することにより、公平委員会業務に役立つ知識を得ることができました。	A 達成

総合評価・総括
不利益処分についての審査請求に対しては、審理が公正かつ適正に実施されるよう慎重に業務を執り行っております。職員からの苦情相談については、相談者の職場環境が改善するよう指導や助言を行いました。今後も委員会が適正かつ円滑に運営されるよう努めてまいります。